

第2期持続可能な財政運営プラン
「歳入確保及び歳出削減等の取扱方針」

庄 原 市
平成29年11月

目 次

【 歳 入 】

1. 市税	1
2. 使用料、手数料	3
3. 未利用財産の活用、処分	5
4. 広告料収入等	7

【 歳 出 】

5. 物件費	9
6. 補助金等	11
7. 一般会計繰出金	15
8. 地方債繰上償還	17
9. 普通建設事業に充当する一般財源	18
10. 地域振興基金	19

【 歳 入 】

1. 市税

(1) 現状

本市の自主財源の柱でもある市税収入は、市民税や固定資産税、軽自動車税等からなっており、一般会計における市税の決算額は、市民税率が改定された平成19年度の41億1,707万円から、平成28年度の38億4,749万円へと2億6,958万円の減少となっている。その中でも、市税総額の3割強を占める個人市民税は減少傾向にあり、合併後から引き続く人口減少等が大きく影響している。

また、収納率について、現年課税分は概ね98%で推移しているものの、滞納繰越分の収納率が高額滞納案件などによる影響で低下しており、現年課税分及び滞納繰越分を合わせた市税収納率は、平成21年度の95.02%をピークに、平成28年度は90.67%に減少している。

(2) 課題

平成28年度から普通交付税の算定方法において「トップランナー方式」が導入されており、これまで算定時に考慮されていた市税の収納率が、「全国の自治体の平均収納率」から、「全国上位3分の1が達成している収納率」へと変更されることとなった。これにより、各市町村では平成28年度から5年間にわたり、毎年0.1%の収納率増として基準財政収入額が算定される予定である。そのため、普通交付税の算定基準と実際の収納率に乖離が発生しないよう、引き続き収納率の向上に努める必要がある。

また、市税は行政サービスを提供するための経費を賄うものであり、受益者が応分の負担をする性質であることを勘案し、公正な行政サービスの提供に資するため、市税等滞納者に係る補助金交付について、一定の制限をかけることも視野に入れ検討していくことが必要である。

(3) 第2期行政経営改革大綱の考え方

第2期行政経営改革大綱（抜粋） P28～29

6-2. 安定的な財政運営（歳入の確保）

(2) 改革の要旨

市税をはじめとする自主財源の確保に努めるとともに、公平性と適正な受益者負担の視点で、納税者全体が納得できる使用料等の見直しを検討します。

また、多額の未収金については、早急に解消すべき重要課題であり、あらゆる対策に取り組みます。

(3) 具体的な内容

①～② <略>

③ 滞納対策

- ・ 滞納者に対する行政サービスの制限及び法的措置を強化します。

<以下略>

(4) 取扱方針

ア 収納率の向上

法令や庄原市税条例などに基づく債権管理により、期限内納付の推進と効果的な滞納処分等を行い収納率の向上を目指す。

なお、目標収納率は、平成29年度当初予算（現年課税分）を基準とし、毎年度0.1%の増額とする。

イ 市税等の滞納者に対する補助金交付制限の実施

市単独補助金の交付において、補助金申請者の市税等の納税状況を確認し、滞納等がある場合は、補助金交付に一定の制限を行うよう検討する。

(5) 目標額

(単位：千円)

区 分	H30	H31	H32	H33
収納率の向上 による税込	3,837	7,674	11,511	15,348
補助金交付制限	-	-	-	-

2. 使用料、手数料

(1) 現状

本市における使用料及び手数料収入は、平成19年度の5億5,769万円（使用料4億5,217万円、手数料1億553万円）以降、収入額に多少の増減はあるものの同程度で推移しており、平成28年度の決算額は5億1,663万円（使用料3億9,885万円、手数料1億1,778万円）となっている。

使用料は、行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができることとなっており、庄原市行政財産使用料条例等により規定されている。また、手数料は、自治体の提供する役務に要する経費の一部等の負担を求めるもので、手数料の根拠・金額等は条例で規定することとされている。ただし、全国的に統一して定めることが特に必要とされるものについては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により、標準的な金額が示されている。

(2) 課題

現在、使用料及び政令により標準的な金額が示されていない手数料については、合併後の12年間、見直しを行っておらず、また、平成26年4月1日の消費税率の引き上げが未反映となっており、市が消費税相当額を負担する状況である。

平成26年4月1日付け総務省通知において、当該税率の引き上げ分について使用料等への円滑かつ適正な転嫁が求められていることなどを考慮し、税の公平性の確保と適正な受益者負担を維持するため、平成31年度に実施される消費税の引き上げ等も考慮した見直しが必要である。

(3) 第2期行政経営改革大綱の考え方

第2期行政経営改革大綱（抜粋）P28～29

6-2. 安定的な財政運営（歳入の確保）

(2) 改革の要旨

市税をはじめとする自主財源の確保に努めるとともに、公平性と適正な受益者負担の視点で、納税者全体が納得できる使用料等の見直しを検討します。

また、多額の未収金については、早急に解消すべき重要課題であり、あらゆる対策に取り組みます。

(3) 具体的な内容

① <略>

② 使用料

- ・ 施設使用料は、適正な受益者負担の視点をもって有料を基本に見直しを検討します。
- ・ 簡易水道、下水道使用料は、企業会計への移行を念頭に料金体系の見直しを行います。

<以下略>

(4) 取扱方針

ア 使用料及び手数料の増額

平成29年度に規定している使用料及び手数料を基準とし、平成32年度から消費税率の引き上げ分、および適正な受益者負担を考慮し、5%を基本とした増額を検討する。

ただし、地方公共団体の手数料の標準に関する政令により標準的な手数料額が規定されているもの等を除く。

(5) 目標額

(単位：千円)

区 分	H30	H31	H32	H33
使用料の増額	—	—	8,431	8,431
手数料の増額	—	—	4,725	4,725
合 計	—	—	13,156	13,156

3. 未利用財産の活用、処分

(1) 現状

本市が保有する公有財産は、公用又は公共の用に供するための行政財産と、それ以外の普通財産に分類される。

行政財産は、行政目的のために有効的、効率的に活用できるよう各所管部署が適切に管理しているが、人口減少や社会ニーズの変化により、目的の希薄化や維持管理経費の高額化が課題となっている。そのため市では、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の基本情報を元に客観的かつ総合的な判断のもと、施設の機能を可能な限り維持しながら施設総量の適正化を図り、施設維持経費を削減するため、施設ごとの個別計画を現在策定中である。

普通財産は、直接行政目的のために供しない財産であり、主には山林や原野、用途廃止した学校等である。

このうち、旧学校施設については、平成28年2月に「庄原市旧学校施設の利活用方針」を策定し、市で活用しない施設の利活用方針や基準を規定し、適正な維持管理に努めている。

(2) 課題

普通財産に係る維持管理経費の削減や住民サービスの財源確保の面から、未利用財産については、個別の施設ごとに利活用についての方向性を定め、貸付や売却処分等の積極的活用を検討する必要がある。

(3) 第2期行政経営改革大綱の考え方

第2期行政経営改革大綱（抜粋） P32～33

7-1. 公有財産の最適管理【ファシリティマネジメント】（総括的事項）

(2) 改革の要旨

市民ニーズや経済成長に合わせて整備された公共施設は、今後、大規模改修や建替え時期を迎えることから、整備経費の増大が避けられない状況にあります。

一方で、これまでの公有財産管理は、施設ごとに活用策や維持管理方針を決定していましたが、最少の経費で最大の効果を発揮しなければならない責務を踏まえ、将来を見据えた中長期的かつ分野横断的な視点に立った公有財産の最適管理(ファシリティマネジメント)に取り組みます。

(3) 具体的な内容

①～② <略>

③ 未利用財産の活用

・ 未利用財産については、次の事項を含め、利活用方針等に沿って売却や貸付等を決定します。

■ 住民組織への譲渡又は貸与の優先

<以下略>

(4) 取扱方針

ア 公共施設等総合管理計画の個別計画に基づく対応

平成30年度策定予定の公共施設等総合管理計画の個別計画に基づく対応を行う。

イ 不用財産の民間への売却

市が保有する必要のない財産を積極的に売却し、維持管理経費の縮減を図る。

ウ 民間への貸付による有効活用

貸付可能な財産を公表して貸付先を募り、可能な限り遊休化を解消する。

(5) 目標額

(単位：千円)

区 分	H30	H31	H32	H33
個別計画に基づく対応				
不用財産の売却	1,000	1,000	1,000	1,000
民間への貸付				

4. 広告料収入等

(1) 現状

平成18年度に策定した「第1期持続可能な財政運営プラン」において、広告料収入に係る取扱い方針を示し、新たな財源確保に取り組んできた。

広告料収入の導入は、本市の資産等に民間企業等の広告を掲載することにより、民間企業等との協働により財源を確保することで、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とするものである。

現在の広告掲載媒体は、郵便物に使用する共通封筒や広報しょうばら等の印刷物をはじめ、ホームページ上のバナーなど多岐にわたる。

これまでの広告料収入は、平成20年度の233万円をピークに減少傾向にあり、平成28年度の収入は62万円であった。

この減少の主な要因は、広報しょうばらへの広告掲載数の減少であり、平成20年度には190万円あった収入は、平成28年度では30万円と大幅な減額となっている。

(2) 課題

広告掲載に係る応募状況は媒体毎に様々で、毎年募集数以上の応募があるものや、同じ事業者が継続して広告を掲載している媒体がある。しかし、公用車などのように近年応募が無い媒体もあるため、引き続き効率的かつ効果的な広告募集を行う必要がある。

また、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図る観点からも、より多くの民間企業等の広告を掲載できるよう、新たな広告媒体の設定に努め、広告料収入の増加を図る必要がある。

(3) 第2期行政経営改革大綱の考え方

第2期行政経営改革大綱（抜粋） P28～29

6-2. 安定的な財政運営（歳入の確保）

(2) 改革の要旨

市税をはじめとする自主財源の確保に努めるとともに、公平性と適正な受益者負担の視点で、納税者全体が納得できる使用料等の見直しを検討します。

また、多額の未収金については、早急に解消すべき重要課題であり、あらゆる対策に取り組めます。

(3) 具体的な内容

① 多様な財源の確保策

・ 多面的な収入確保策を検討します。

・ ふるさと納税については、本市出身者を中心に積極的なPRを行います。

<以下略>

(4) 取扱方針

ア 広告媒体

広告媒体を新たに設定し、広告料収入の増加を図る。

なお、広告募集については、SNSなどを積極的に活用し、効率的かつ有効な広報手法を模索する。

イ 新たな財源確保

先進自治体の事例などを研究し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化の観点から、新たな財源確保を図る。

(5) 目標額

(単位：千円)

区 分	H30	H31	H32	H33
広告媒体	1,000	1,000	1,000	1,000
新たな財源確保				

【 歳 出 】

5. 物件費

(1) 現状

平成27年度決算数値で県内市を比較すると、市民一人当たりの物件費の額は、県北3市（庄原市、三次市、安芸高田市）が上位3団体となっており、一人当たりの物件費は10万円以上となっている。これは、合併により市域が広大になり、公共交通機関の整備や維持、児童の遠距離通学等に要する経費などの増加も一因と考えられる。

本市の物件費の大半は委託料が占めており、その額は事務事業の民間委託や指定管理者制度の拡充等により、平成18年度の15億6,027万円から平成28年度は28億8,856万円へ大幅に増額し、物件費増額の主な要因となっている。なお、委託料以外の需用費や役務費などの経費は、横ばい又は減少傾向で、物件費に占める委託料は平成18年度の約5割から平成28年度は約7割に増加している。

これは教育費・総務費・民生費の増加が主な要因となっており、教育費については、給食調理業務の民間委託や遠距離通学に係るスクールバス運行业務委託などが増加し、総務費は行政情報処理及び生活交通路線確保に要する経費などが増加している。また民生費は、施設管理に要する経費や子育て支援センター及び放課後児童クラブの民間委託などに係る経費が増加している。

(2) 課題

各種物件費については、これまでも効率的な行財政運営に資するため、事務事業の外部委託などを含めて可能な限りの経費削減に努めてきた。しかし、広大な市域を有すること等の本市の特性に起因する固定的な物件費は、市民サービスの維持・向上の観点からも継続的に必要となり、大幅な削減は困難であると考えられる。

そうした中で、削減可能な物件費については、今後も市民の利便性等の低下とならないよう留意しながら、業務の効率化、合理化による経費の削減に努めることが必要である。

また、継続的な随意契約についても、その必要性や契約内容を精査し、追加や廃止を検討し、真に必要な業務のみに限定する必要がある。

なお、物件費の内の業務委託の約2割を占める指定管理料（保育所を除く）の平成28年度決算は5億2,847万円となっており、当初予算比較では、平成18年度の3億4,113万円から平成29年度の5億2,750万円へと約1.5倍になっている。指定管理者制度は、その規模の拡大にあわせ、制度の成熟化を遂げ、運営ノウハウの蓄積などにより一定の成果を挙げている。今後も各施設の運営状況などを勘案し、施設運営状況に即した制度内容や指定管理料の算定基準の見直し等に努める必要がある。

(3) 第2期行政経営改革大綱の考え方

第2期行政経営改革大綱（抜粋）P26～27、P34～35

6-1. 安定的な財政運営（総括的事項）

(2) 改革の要旨

過去の財政分析、将来予測をわかりやすく示す中で、すべての職員・市民が「本市の財政指標は他団体と比較して低位にある」という状況を再認識し、歳入の確保、歳出の抑制に努めつつ、安定的・持続的な財政運営に努めます。

7-2. 公有財産の最適管理【ファシリティマネジメント】（指定管理施設の最適運営）

(2) 改革の要旨

指定管理者制度は、適当と判断される施設への導入・適用がおおむね終了し、サービスの向上、管理事務の効率化、維持経費の縮減などに一定の成果・効果が得られています。

今後は、指定管理施設を対象にモニタリングを導入し、管理・運営のチェック体制を確立します。

(3) 具体的な内容

① 適切な管理運営

<略>

- ・ 指定管理料については、定期的に積算基準の見直しを行います。

<以下略>

(4) 取扱方針

ア 各種物件費

平成29年度当初予算を基準とし、平成30年度2%、平成31年度4%、平成32年度以降6%を基本とした減額とする。

公共施設については、平成30年度策定予定の公共施設等総合管理計画の個別計画に基づき、維持管理経費の縮減に努めるとともに、長期的な視点から財産の状況に応じた対応を検討する。

イ 随意契約

継続的な随意契約について契約内容の見直しなども含め、平成29年度当初予算を基準とし、3%を基本とした減額とする。

ウ 指定管理料

一般管理費の上限率について、平成29年度当初予算を基準とし、2%（保育所は3～5%）を基本とした減額とする。

利用料金の見直しを行い、収入の増額により指定管理料の削減を図る。

ただし、予算要求の前年度決算が赤字の施設については、予算査定において考慮する。

(5) 目標額

(単位：千円)

区 分	H30	H31	H32	H33
各種物件費	▲58,078	▲116,157	▲174,236	▲174,236
随意契約	▲6,423	▲6,423	▲6,423	▲6,423
指定管理料	▲36,910	▲38,067	▲44,689	▲44,689
合 計	▲101,411	▲160,647	▲225,348	▲225,348

6. 補助金等

(1) 現状

補助金は、特定事業等の実施を助成及び奨励することを目的とし、公益上必要と認められる場合に対価なくして支出するもので、法令等に基づき国・県補助金等の財源を伴うものと市単独の財源を用いて交付するものに区分される。

市単独補助金は、平成17年の合併以後、平成18年度の「第1期持続可能な財政運営プラン」策定後の数年間は微増傾向にあったが、平成24年度以降は新たな補助制度の新設等の影響もあり、決算額は平成18年度の34億1,875万円から、平成28年度は37億8,998万円に約3億7,123万円と大幅な増額となっており、市民一人当たりの市単独補助金額は、県内第1位(全国第7位)である。

(2) 課題

補助金の総額は、平成18年度から平成28年度までに約11%増額となっている。しかし、一方で補助金の支給対象となる市民人口は、平成28年度末で36,608人となっており、「第1期持続可能な財政運営プラン」を策定した平成17年度末の人口43,519人と比較して、約15.9%減少している。

今後、人口減による税収の減少や交付税の縮減等に伴い歳入予算規模の縮小が避けられない中で、各補助の制度の見直し等を検討する必要がある。

また、負担金についても、本市が構成団体であることから発生する負担金等については、その団体への加入の是非や適正な負担金額について検討することとする。研修会等への参加負担金は、参加の必要性を勘案し、経費節減に努める必要がある。

(3) 第2期行政経営改革大綱の考え方

第2期行政経営改革大綱(抜粋) P30~31

6-3. 安定的な財政運営(補助金・負担金の見直し)

(2) 改革の要旨

財政状況やサービスの公平性、行政責任、事業効果等の多面的な視点から、補助事業・負担金の支出について抜本的な見直しを行うとともに、補助金・負担金の支出状況を市民へ積極的に情報提供し、見直しへの理解を求めます。

特に補助金は、「交付すべきもの」ではなく「交付できるもの」との原点に立ち返り、市税等の収入額に応じた総量規制・基準設定などを検討し、増加の抑制に努めます。

(3) 具体的な内容

① 補助金

ア <略>

イ 見直し

・ 既存の補助事業については、行政評価等を活用して常に見直し、その必要性や効果に応じて廃止・縮小を検討します。

・ 評価内容は、随時、公表します。

ウ~オ <略>

② 負担金

・ 市が負担すべき金額の積算根拠等を個別に審査します。

・ 団体等への加入負担金については、脱退を含めて加入の必要性を再検討します。

(4) 取扱方針

平成29年度当初予算に計上された補助金及び交付金を次の区分に分類し、財政状況を踏まえた取り扱い方針を定める。

ア 運営補助金

運営費補助金は次のとおり区分する。

ただし、人件費を含む補助金については、その勤務形態等を考慮した対応とする。

(ア) 一般団体補助金

【対象】

一般的団体の運営費に必要な経費に対する補助金

【削減目標】

平成29年度当初予算を基準とし、平成31年度から10%を基本とした減額とする。

(イ) 公益的活動及び市民の安全・防災等に関する補助金

【対象】

公益的な活動を行う団体の運営費に必要な経費に対する補助金

市民の安全の確保及び防災の目的で交付する補助金

【削減目標】

平成29年度当初予算を基準とし、平成31年度から5%を基本とした減額とする。

イ 事業補助金

【対象】

事業の実施に必要な経費に対する補助

【削減目標】

平成29年度当初予算を基準とし、平成30年度から15%を基本とした減額とする。

ウ イベント補助金

【対象】

イベント実施に必要な経費に対する補助

【削減目標】

平成29年度当初予算を基準とし、平成31年度から10%を基本とした減額とする。

エ 個人給付

【対象】

個人または世帯に対する給付金

【削減目標】

平成29年度当初予算を基準とし、平成31年度から10%を基本とした減額とする。

オ 償還助成補助金

【対象】

借入等に係る利子補給等を目的とする補助

【削減目標】

補助金の性質を勘案し、見直しは行わない。

カ 補償的性質の補助金

【対象】

公共事業の施行等に伴い、地元団体等への補償費的な意味を有し交付される補助

【削減目標】

補助金の性質を勘案し、見直しは行わない。

キ その他補助金

【対象】

普通建設事業として実施する大型事業等に対する補助

障害者の通所や児童の通学機会等の確保を図る目的で交付される補助

地域医療の確保や高齢者の安全確保等を図る目的で交付される補助

【削減目標】

補助金の性質を勘案し、見直しは行わない。

ク 国・県制度に基づく補助金等の財源を伴う補助金

【対象】

国・県の補助制度に基づき実施される国県補助等の財源を伴う補助金

ただし、当該補助金のうち、市単独の継足し分がある場合は、これに該当しない。

【削減目標】

補助金の性質を勘案し、見直しは行わない。

ケ 負担金

【対象】

本市が構成員である団体等に交付する負担金や研修等への参加負担金

ただし、あらかじめ他の構成団体等との負担割合が決まっているものなど、負担金額の決定に係る裁量が本市にない負担金を除く。

【削減目標】

平成29年度当初予算を基準とし、平成30年度から3%を基本とした減額とする。

(5) 目標額

(単位：千円)

区 分	H30	H31	H32	H33
運営補助	—	▲34,526	▲34,526	▲34,526
事業補助	▲72,390	▲72,390	▲72,390	▲72,390
イベント補助 個人給付	—	▲12,074	▲12,074	▲12,074
負担金	▲1,515	▲1,515	▲1,515	▲1,515
合 計	▲73,905	▲120,505	▲120,505	▲120,505

7. 一般会計繰出金

(1) 現状

行政事務特別会計及び企業特別会計に対する一般会計からの繰出金は、平成18年度の26億558万円から平成28年度の32億2,924万円へと、約6億2,366万円の大幅な増額となっている。

行政事務特別会計では、特に後期高齢者医療事業と介護保険事業の伸びが大きく、後期高齢者医療特別会計は平成20年度の制度開始から平成28年度までに約2億1,623万円の増額、介護保険特別会計は平成17年度から平成28年度で約2億6,267万円の増額となっている。

また、企業特別会計では、下水道事業への繰出金が大きく伸びており、平成17年度から平成28年度で約1億9,160万円の増額となっている。その中でも、公債費財源としての繰出しは平成25年度でピークを過ぎたものの依然として高い割合にあり、施設の長寿命化や維持管理経費についても増加傾向にある。

(2) 課題

平成27年度に策定した一般会計繰出方針に基づき、一般会計と特別会計における経費の負担区分を明確化し、繰出金の削減及び適正化に努めてきている。

しかし、行政事務特別会計においては、事業費の大部分を占める給付費が高齢化の進行や利用者の増加などにより増加傾向にあり、企業特別会計においては、これまで整備した施設の老朽化による修繕や維持管理に係る経費の増加が顕著である。

今後は、それぞれの特別会計において、本市独自の取り組みによる削減が可能な経費を洗い出し、一般会計繰出金の圧縮に努める必要がある。

(3) 第2期行政経営改革大綱の考え方

第2期行政経営改革大綱（抜粋）P26～27

6-1. 安定的な財政運営（総括的事項）

(2) 改革の要旨

過去の財政分析、将来予測をわかりやすく示す中で、すべての職員・市民が「本市の財政指標は他団体と比較して低位にある」という状況を再認識し、歳入の確保、歳出の抑制に努めつつ、安定的・持続的な財政運営に努めます。

(3) 具体的な内容

① <略>

② 企業会計等

- ・ 企業会計・特別会計への繰出基準の明確化を図ります。
- ・ 各会計の総合的な健全化施策に取り組みます。

<以下略>

(4) 取扱方針

ア 行政事務特別会計

平成29年度当初予算を基準とし、当該会計の物件費相当額について、3%を基本とした減額とする。

ただし、医業費や給付費などその性質上、減額措置が適当でない経費を除く。

イ 企業特別会計

平成29年度当初予算を基準とし、総務省通知で定める基準に該当しない繰出金(基準外繰出し)について、3%を基本とした減額とする。

(5) 目標額

(単位：千円)

区 分	H30	H31	H32	H33
一般会計繰出金	▲20,831	▲20,831	▲20,831	▲20,831

8. 地方債繰上償還

(1) 現状

本市の公債費は、財政計画及び公債費負担適正化計画による計画的な財政運営と起債発行により着実に減少しており、公債費の決算額は、平成19年度の67億3,051万円から、平成28年度の48億9,042万円に約18億4,009万円の減額となっている。

また、企業特別会計も合わせ、「第1期持続可能な財政運営プラン」により平成19年度から平成21年度までの3ヵ年にわたり繰上償還を実施しており、後年度に係る公債費の負担が軽減されている。

今後は、利率見直し時期が到来し、補償金免除となる臨時財政対策債を対象として繰上償還を検討する。

(2) 課題

繰上償還の財源については、地方財政法及び庄原市財政調整基金条例に基づき積み立てた財政調整基金などが考えられるが、後年度については、より用途を明確化した資金による繰上償還とするため、減債基金へ決算剰余金を直接積み立てることが可能となるよう例規改正等の検討を行う予定としている。

(3) 取扱い方針

ア 繰上償還

平成30年度及び平成33年度に利率見直しが到来する臨時財政対策債を対象として繰上償還を実施する。

イ 基金積立

減債基金への計画的な積立を実施する。

(4) 目標額

(単位：千円)

区 分	H30	H31	H32	H33
繰上償還	—	▲45,022	▲45,022	▲45,022
基金積立（検討）	—	—	—	—

9. 普通建設事業に充当する一般財源

(1) 現状

普通建設事業は、長期総合計画及び実施計画に計上し、財政計画に定める一般財源枠と公債費負担適正化計画に定める起債発行限度額の範囲内で実施することとしている。

この一般財源枠は1ヵ年につき5億円としており、実施計画期間内で5ヵ年分の一般財源の調整を図ることで計画的で効果的な建設事業を実施している。

(2) 課題

普通交付税の合併算定替の特例措置が段階的に縮減され、大幅な一般財源の減少が見込まれることから、今後の普通建設事業について、後述する地域振興基金の活用方針の検討も含めて、一般財源枠の抑制に努める必要がある。

(3) 取扱方針

長期総合計画・実施計画普通建設事業充当一般財源の縮減

地域振興基金の取崩し額を普通建設事業に充当することも含め、長期総合計画・実施計画掲載事業の一般財源枠を抑制する。

(4) 目標額

(単位：千円)

区 分	H30	H31	H32	H33
普通建設事業に係る 一般財源の縮減	—	▲50,000	▲60,000	▲60,000

10. 地域振興基金

(1) 現状

旧合併特例債によって造成した地域振興基金について、制度開始時は活用方法が「運用益をソフト事業へ充当」と限定されていたが、平成18年12月25日付けの総務省自治行政局からの通知において元金償還済額（前年度末）の範囲内で取崩しが可能と示された。

これを受け、本市では平成24年度に庄原市地域振興基金活用方針を策定し、弾力化された基金の取崩しを最大限に活用し市民の連帯強化と地域振興を図ることとした。

この地域振興基金の活用方針では、基金の活用は原則として、新市建設計画に掲載された事業で、市民の連帯強化又は地域振興に資する事業を対象として行うこととしており、これまで超高速情報通信網整備事業に平成26年度から基金を充当している。平成28年度末の基金残高は、33億9,492万円となっており、基金積立に要した借入は償還済みのため、基金全額が取崩し可能となっている。

(2) 課題

これまで普通建設事業に優先的に充当してきた旧合併特例債が、平成31年度を持って終了予定とされていることから、今後は有利な市債の発行に努めることは当然であるが、財政推計に基づく歳入歳出のバランスを勘案し、借入のみによらず基金の活用を視野に入れた財政運営が必要となる。

(3) 取扱方針

基金の活用

庄原市地域振興基金条例に基づき、市民の連帯強化又は地域振興に資する事業の費用に充てることとし、地域振興基金活用方針に掲げる次の事業に活用する。

- ① 分権・自治の確立に資する事業
- ② 定住環境の充実に資する事業
- ③ “安心”環境の充実に資する事業
- ④ 教育・学習環境の充実に資する事業
- ⑤ “働く場”の創出に資する事業

なお、具体的な基金の充当事業及び充当額については、長期総合計画・実施計画に計上する普通建設事業等の状況を勘案し、検討することとする。

(4) 目標額

(単位：千円)

区 分	H30	H31	H32	H33
地域振興基金活用	—	—	—	—